



多文化共生と外国人受入れの現状と 政府の動向について

一般財団法人 ダイバーシティ研究所
代表理事 田村太郎

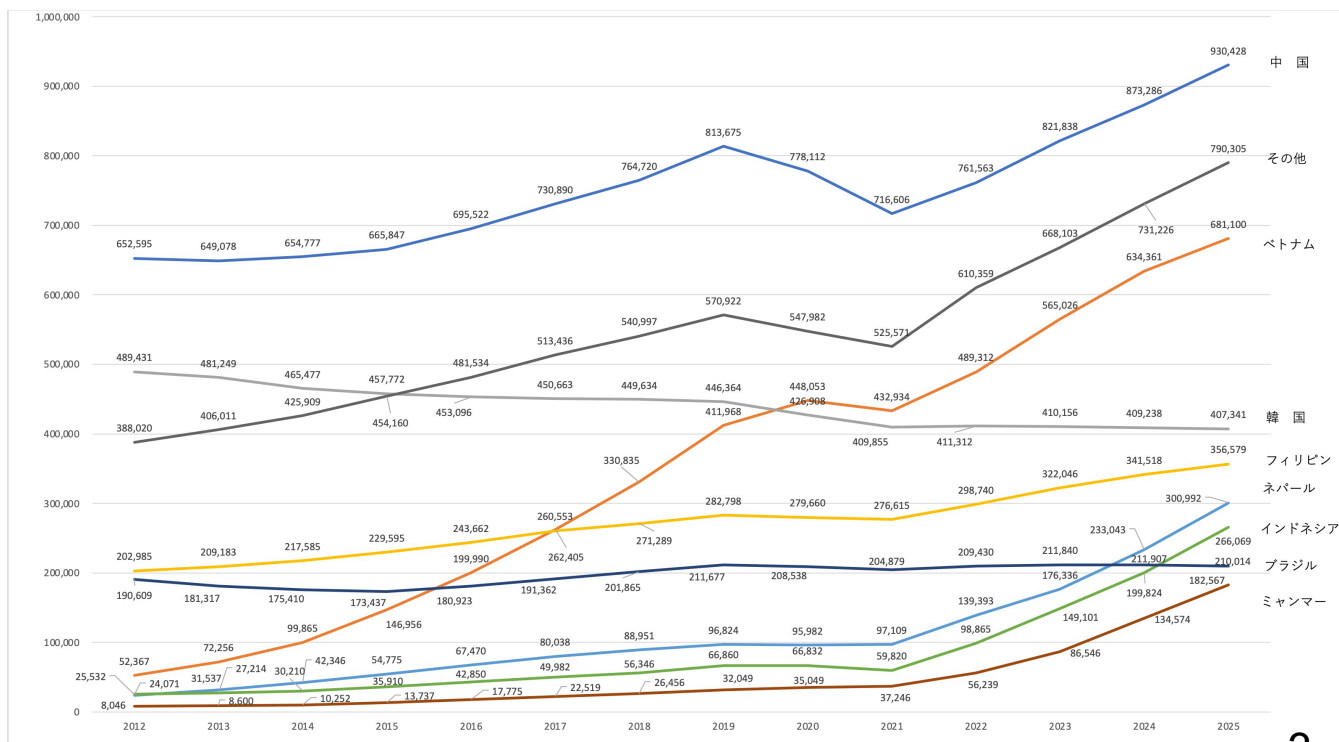
多文化共生と外国人受入れの現状と政府の動向について

外国人政策が急速に進展している背景

- 「国民が感じている不安や不公平感に対処」
 - 25年春頃から外国人に対する「**不安の声**」がSNSなどで急速に広まる
 - 参院選を前に政府が「**外国人との秩序ある共生**」という新たな用語を掲げ、内閣官房に司令塔を設置
 - 参院選で外国人排斥を主張する政党が議席を伸ばし、高市政権発足後「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現のための関係閣僚会議」および「有識者会議」を設置し(25年11月)、「**外国人受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策**」を発表(26年1月)
- 「不安」や「不公平感」はなぜ広まった？
 - コロナ禍で止まっていた**在留外国人**(3年間で100万人増)、**訪日外国人**(年間4,000万人超: 2025年)がともに**急増**
 - 外国人が就業する職業が拡大し、これまで接点のなかった地域でも外国人を目にする機会が増えた
 - 景気の低迷や物価高で高まる社会不安が社会の分断を促した

在留外国人の状況①国籍別

- 東南アジア、ネパールが急増、多国籍化が顕著に

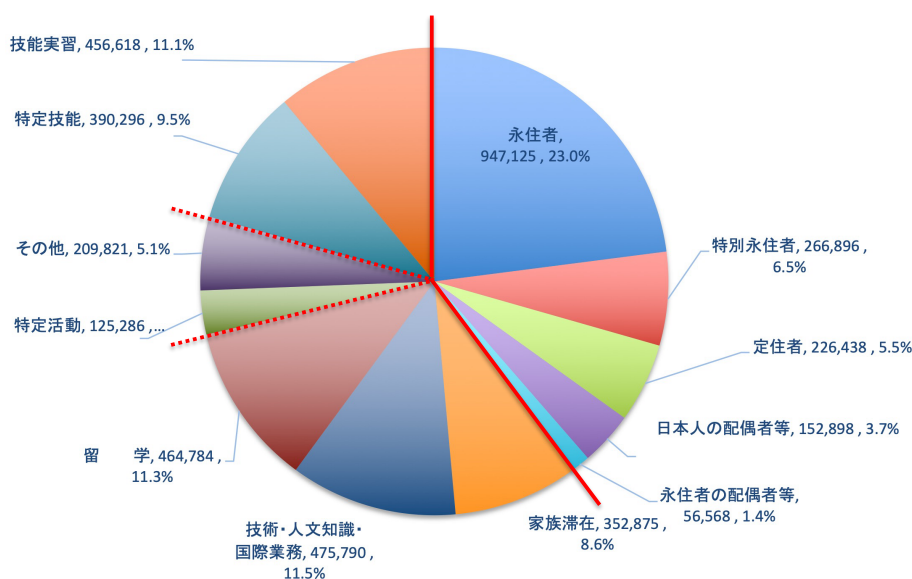


各年末現在、法務省統計を元に田村作成

3

在留外国人の状況②在留資格別の割合(2025年末)

- 活動に制限のない在留資格が4割
- 家族帯同可能な在留資格が全体の3/4弱



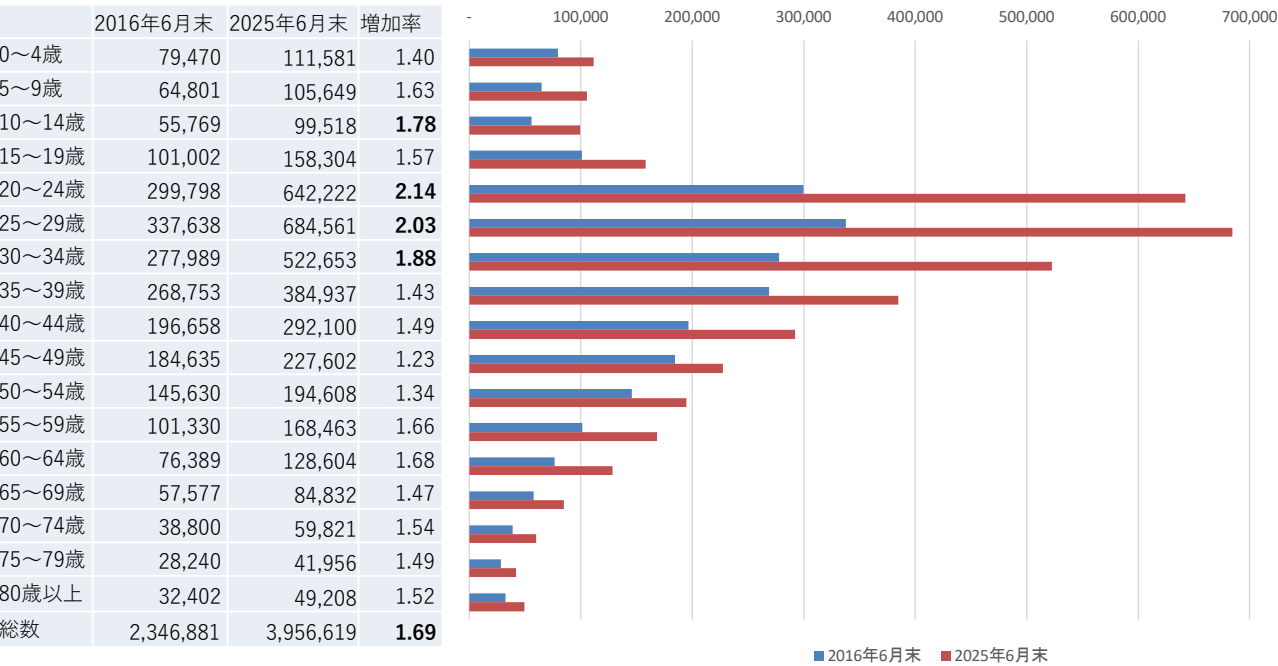
	2025年	2024年	前年比
永住者	947,125	918,116	29,009
特別永住者	266,896	274,023	-7,127
定住者	226,438	223,411	3,027
日本人の配偶者等	152,898	150,896	2,002
永住者の配偶者等	56,568	53,624	2,944
家族滞在	352,875	305,598	47,277
技術・人文知識・国際業務	475,790	418,706	57,084
留學	464,784	402,134	62,650
特定活動	125,286	95,508	29,778
その他	209,821	185,900	23,921
特定技能	390,296	284,466	105,830
技能実習	456,618	456,595	23
合計	4,125,395	3,768,977	356,418

在留外国人統計より田村作成

4

在留外国人の状況③年代別の変化(2016年→2025年)

・ 20代が2倍、30代前半も1.8倍、10～14歳も平均より高い伸び



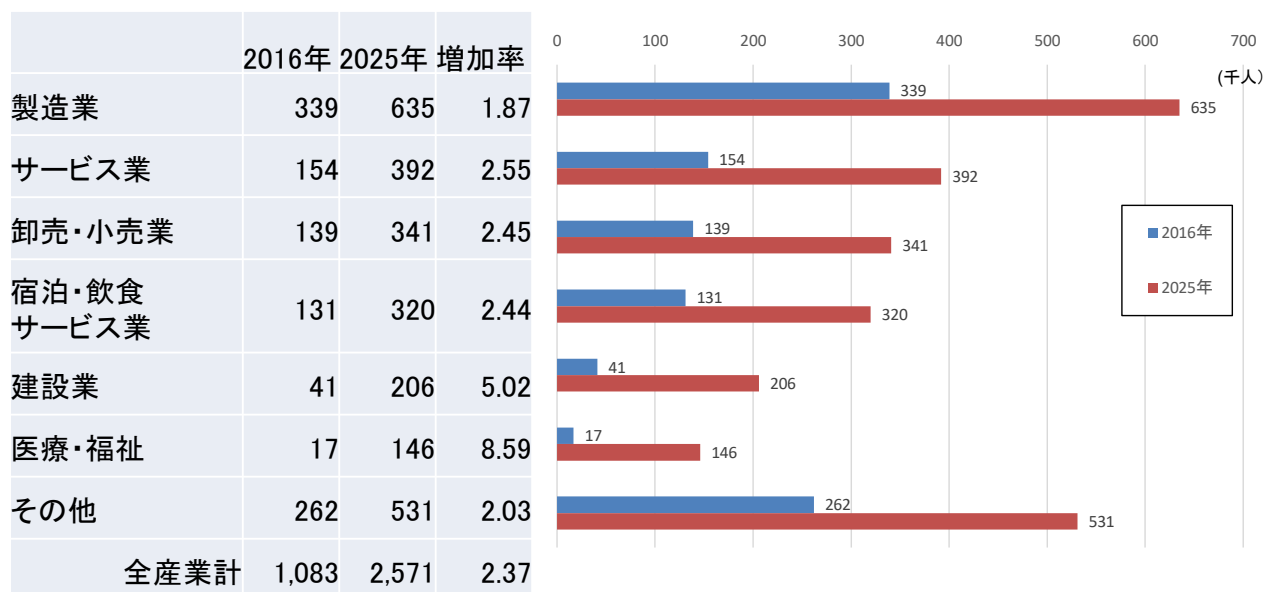
在留外国人統計より田村作成

在留外国人の状況④都道府県別増加率の比較(2016年→2025年)

増減 順位	都道府県		在留外国人数		増減
			2016年末	2025年末	
1	熊	本	11,662	32,372	2.78
2	鹿	児 島	7,954	21,480	2.70
3	北	海 道	28,869	77,401	2.68
4	宮	崎	5,100	12,981	2.55
5	佐	賀	5,203	12,841	2.47
6	沖	縄	14,285	33,402	2.34
7	大	分	11,149	23,027	2.07
8	青	森	4,568	9,419	2.06
9	香	川	10,723	21,791	2.03
10	岩	手	6,275	12,526	2.00
総 数			2,381,698	4,118,167	1.73
参考	東	京(40位)	500,874	801,438	1.60
	兵	庫(46位)	101,562	155,019	1.53

在留外国人の状況④産業別外国人労働者数の比較(2016年→2025年)

- 「建設業」や「医療・福祉」で高い伸び



各年10月末現在。厚生労働省「外国人雇用労働状況の届出状況まとめ(令和7年10月末時点)」を元に田村作成。

日本における外国人受入れ政策のこれまでの経緯

- バブル景気により、外国人受入れ議論が活発化(90年代～)
 - 「外国人の単純労働者は受け入れない」ことを含む第6次雇用計画を閣議決定(1988年)する一方、1989年の入管法改正で日系人の受入れ、1993年には「研修生制度」を開始する等「例外的な」外国人受入れを推進
 - 各地で外国人住民が増加したが、政府としての定住支援は整備せず。外国人が増えた地域で、自治体や国際交流協会、地域住民が独自に支援
- リーマンショックで下火になった受入れ議論が再燃(10年代～)
 - 地域の持続可能性の観点から外国人受入れを求める声が高まり、外国人の労働者としての受入れを閣議決定(2018年6月)
 - ◆ 「特定技能」の新設(19年4月)
 - ◆ 「技能実習」の廃止と「育成就労」の新設(27年予定)
 - 来日後の日本語教育や生活支援を整備するための「外国人受入れ環境の整備に関する業務の基本方針」を閣議決定(18年7月)
 - ◆ 「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」の策定(18年末～)
 - ◆ 「外国人との共生社会の実現のためのロードマップ」の策定(22年6月)

2018年に政府は外国人受入れへ方針を転換したが、多くの国民は知らなかった

2018年以降の外国人受入れ政策に関する主な動き

年	国の主な動き
2018年	「外国人労働者の受入れ」と「受入環境の整備に関する基本方針」を閣議決定 「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」を策定（以後、毎年改訂）
2019年	在留資格「特定技能」の施行、「日本語教育の推進に関する法律」の施行
2020年	総務省「地域における多文化共生推進プラン」の改訂
2022年	外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」の策定（～2026年）
2023年	在留資格「特定技能」2号の業種拡大を閣議決定
2024年	在留資格「技能実習」の廃止と「育成就労」の新設を含む入管法の改正 日本語教師の国家資格化スタート 入管庁「外国人支援コーディネーター」育成・認証スタート
2025年	内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置（7月） 法相による「論点整理」の発表（8月）、外国人政策担当大臣の設置（10月） 「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現のための関係閣僚会議」（11月）
2026年	「外国人との共生社会実現のための総合的対応策」の改訂（1月） 電子渡航承認制度（JESTA）および在留許可手数料の上限額引き上げを含む「改正入管法」の成立（5月）
2027年	在留資格「育成就労」スタート（予定） 「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」改訂？
2028年	JESTAスタート（予定） 日本版「社会統合プログラム」スタート？

9

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理（概要）

～活力ある強い日本の実現／国民の安全・安心の死守～

ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
令和7年8月 法務大臣勉強会

① 問題意識

- 人口減少及び在留外国人増加が加速的に進み、現在、約2.82%の総人口における外国人比率が10%台となるとの政府機関の予測等を真剣に受け止め、これを見据えた出入国在留管理基本計画の策定を始めとする対策を講じておく必要
- 国民の安全・安心を死守すると同時に、外国人比率10%時代を見据え、外国人との真の共生を実現しながら真に活力ある日本社会の実現へ
- 今後の外国人の受入れの基本的な在り方について必要な検討を今こそ行うべき

② 現行の外国人受入れ制度

- 外国人の受入れ政策は、二分論（専門的・技術的分野においては積極的な受入れを推進し、それ以外の分野においては国民のコンセンサスを踏まえつつ慎重に検討）を採用
- 外国人の受入れ環境整備は、法務省が総合調整機能を担っている
- 就労を目的とした在留資格であっても「特定技能」及び「育成就労」以外の在留資格や、就労を目的としない在留資格に関しては、基本的に、外国人の受入れ上限数や通算在留期間の上限を設定していない

③ 現状に対する課題等

- 将来的な人口減少を見据えて経済社会を支えるために外国人受入れの必要性・許容性に関する戦略的検討や、外国人比率が高くなった場合を想定した社会への影響等の観点から在留外国人に関する量的マネジメントや諸制度の適正化の枠組みに関する議論がされてこなかった
- 外国人の受入れの基本的な在り方について検討を開始する必要
- まずは、外国人が社会に与える影響等について、出入国及び在留管理の観点のみならず、複数の観点から中長期的かつ多角的な検討が有用

④ 今後の外国人の受入れに当たって考えられる視点

1 経済成長の観点

継続的な経済成長のため、将来的にどの程度の外国人を受け入れることが適切か等

2 産業政策の観点

どのような産業・業務にどのような外国人がどの程度必要か等

3 労働政策の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、国内労働市場にどのような影響があるか、受け入れた外国人の適切な労働条件が確保できるか等

4 税・社会保障等の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、税・社会保障制度にどのような影響があるか等

5 地域の生活者としての観点

外国人が地域社会に与える様々な影響等を踏まえ、外国人を地域の生活者としてどのように受け入れていくか等

6 治安の観点

外国人を受け入れることにより治安にどのような影響を与えるか等

7 出入国及び在留管理の観点

従来の在留資格制度の趣旨・経緯を踏まえつつ、今後も増加が見込まれる在留外国人数を考慮し、出入国及び在留管理の基本的スタンスを維持すべきか、一定の受入れ上限数等の設定の是非等を含め、在留資格制度等の在り方について検討する等

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）

新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

I 基本的な考え方

- 一部の人々による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対応、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- R8 ○不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・退去強制が確定した外国人を半減）
- R8/R9 ○外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充
- R10 ○帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討
- 電子渡航認証制度（JESTA）の導入
- 日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討
- 海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討
- 国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討

2 外国人制度の適正化等について

- R8 ○来日前・来日後の日本語教育の充実（大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等）
- 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上
- 各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除
- オーバートゥリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進
- R8/R9 ○医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9）
- R9 ○入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9）
- 外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表
- 公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討

第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- R8 ○不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握
- R9以降 ○安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏）
- 不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握
- 国籍情報を含む、統一した考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討
- 土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携）
- 無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討
- 国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- 情報発信・相談体制の強化
- ・ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- ・交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充
- ・秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成

11

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策 国民の安全・安心のための取組における進捗状況

（R8年3月末時点）

分野	現状・課題	現時点の主な取組状況（今後更に取組を進めていく）	
		進捗状況	進捗状況
出入国・在留管理の適正化	出入国管理の適正化	事前チェックを通じた厳格な審査と入国審査待ち時間の大幅な削減が必要	✓ R10年度中の電子渡航認証制度（JESTA）の導入に向けて、法案を提出（R8年3月、第221回国会）
	在留資格の適正化	在留資格の本来の趣旨に沿った受入れをすべき、違法行為を行った外国人に対する在留審査を厳格化するべき等の指摘	✓ 「経営・管理」について、新たな許可基準に基づく厳格な審査を実施中 ✓ 認定証明書交付申請件数（概数）は、改正前約1,700件/月⇒改正後約70件/月（R7年10月16日開始。改正前約96%減） ✓ 「技・人・国」について、派遣形態で就労する外国人に関する審査の強化（R8年3月）及び主に日本語能力を用いる業務に従事する場合の審査の強化（R8年4月運用開始） ✓ 「留学」について、日本語教育機関と連携した資格外活動に係る実態把握や指導の開始（R8年4月運用開始） ✓ 「企業内転勤」について、厳格な審査のため申請書類の見直し等を実施（R8年4月運用開始）
	永住者の在り方検討	社会との結びつきが他の在留資格に比べて高いにも関わらず、許可要件が緩やかであるとの指摘	✓ 永住許可ガイドラインを改正し、在留期間「5年」ではなく「3年」を有していれば永住許可要件を満たすものとしての経過措置を廃止及び公租公課の不払い等による「永住者」の在留資格取消を開始（R9年4月運用開始）
	帰化の厳格化	永住許可の在留要件（10年以上）に対し、帰化の住所要件（5年以上）は不整合との指摘	✓ 必要な在留期間を10年に引き上げ等、帰化の要件を厳格化（R8年4月運用開始）
	不法滞在者ゼロプラン等の強力な推進	不法残留者数は昨年まで7万人以上の高止まり状態が続いており、その対策が必要	✓ 不法滞在者ゼロプラン等を強力に推進
	各手数料の見直し	R8年度中に、在留許可手数料・査証手数料を引き上げ、体制強化等を図る必要	✓ 在留許可手数料の額の上限額の引上げを含む法案を提出（R8年3月、第221回国会） ✓ 査証手数料に関する政令の改正に向けて、パブリックコメントを実施中（R8年3月～4月）
外国人の受入れの在り方検討	外国人の受入れの在り方検討	外国人の受入れの基本的な在り方について、中長期的かつ多角的観点から検討が必要	✓ 入管庁における基礎的な調査・検討を受け、取りまとめを担う入管官庁の体制を強化した上で、省庁横断的に具体的な調査・検討等を開始（R8年4月）
	医療費	外国人による医療費不払いが発生	✓ 医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8年4月から、20万円以上を1万円以上に引下げ）
	日本語教育等の充実等	在留外国人が、日本語や日本のルール・制度を理解し、責任ある行動をとることが必要 日本語教育ニーズが増加・多様化	✓ 地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援（R7：58団体） ✓ 日本語指導補助者等への財政支援（R7：221自治体） ✓ R9年度からフレックス（初期支援）の抜本的強化を図るよう、方策を検討 ✓ 地域社会のルール等の習熟の場の設置等に要する経費への地方財政措置（R8年度から） ✓ 日本語や制度等を学習するプログラムの創設に向け、法務大臣政務官を長とするプロジェクトチームで検討を開始（R8年3月）
	留学生	各外国人留学生の適切な在籍管理が必要	✓ 在籍管理の適正を欠く大学等を指定し、通知・公表（R8年2月）、専修学校については周知を実施予定（R8年4月）
	外国人学校	外国人学校に対する支援をはじめとする各種制度等の見直し・適正化が必要との指摘	✓ 高等学校等就学支援金について、外国人学校を法律上の支援対象外とする新たな制度をR8年4月から実施するため、法律改正を含む制度改正を実施、改正法では施行後3年以内の検証と見直しを規定（R8年3月）
	公営住宅等	公営住宅等に多くの外国人が入居することで、特定の学校等に負担がかかる等の指摘があるが、入居実態を把握していない事業主体が存在	✓ 公営住宅の新規入居者の国籍・在留資格等を把握すること、日本語で円滑なやり取りが可能な緊急連絡先の登録を求めることを自治体に通知（R8年2月） ※URの新規入居者についても、引き続き、国籍等確認を実施するほか、日本語でやり取り可能な緊急連絡先の登録を求めるよう要請
国土の適切な利用・管理	土地所有の透明化等	外国人による我が国の土地取得等に対する国民の不安は、我が国の土地所有者等の実態がよく分からないことにも起因	✓ 不動産登記、森林法をはじめとする土地関連制度において、国籍把握等が不可欠な省令告示改正を実施中（R8年1月～3月） ✓ 不動産取得に係るマネロ対策を強化するため、「リスク評価書」作成についてのマニュアルを策定（R8年2月） ✓ 取引がない土地等（ストック）の外国人とされる者による所有状況について、試算を実施（R8年度早期）
	公開性確保	土地所有等開示制度の公開・提供が不十分	✓ 不動産ベース・レジストリを整備し、行政機関等や国民がアクセスできる仕組みの構築を検討（R9年度以降）
	マンション取引実態把握	価格高騰の要因の一つとして、外国人による不動産購入の影響が指摘されているが、実態が未把握	✓ 新築マンションについて短期売買や国外からの取得の状況の調査を実施、結果を公表（R7年11月） ✓ 調査結果を踏まえ、不動産協会が日本人も含め、投機的取引抑制のための取組方針を決定（R7年11月）
	地下水採取実態把握	外国人が水源地を買い占めて地下水を採取しているのではとの指摘があるが、実態が未把握	✓ 地下水採取事例の調査結果を公表（R7年12月） ✓ 地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みの在り方について、有識者会議での議論開始（R8年3月）
	土地取得等ルール検討	安全保障の観点から外国人による土地取得に対する国民の不安	✓ 土地取得等の規制の在り方について、有識者会議での議論開始（R8年3月） ✓ 国境離島以外の無主の離島の国有財産化や必要な場合には離島の土地取得等のルール化を含めて対策を検討 ※適切な合野的な土地利用が確保されるよう、土地取得利用の在り方について、別途、有識者会議での議論開始（R8年3月）

12

1 プログラムの目的

▶秩序ある共生社会の実現

→一定の日本語能力と生活上の制度やルール等に関する知識の習得を支援し、外国人による責任ある社会の一員としての行動を促進

▶外国人の円滑な社会適応

→体系的かつ効果的な学習教材の提供と、在留審査を通じた適切な学習の動機付け

2 プログラムの視点

▶国の責任

→国の責任において、体系的なプログラムを提供し、地方公共団体の負担軽減と受入れ機関による学習支援の充実

▶入国前から

→ICTを活用した学習教材（入国前からの学習等）、AI等を活用しつつ双方向型（インタラクティブ）の学習、理解度チェックの仕組み

▶幅広い層へ（カバレッジ・ニーズ）

→中長期の在留を目的とする外国人を幅広く対象、生活オリエンテーション等の機会が乏しいと考えられるグループ（家族滞在等）へのプログラム内容の充実、ライフステージに合わせた学習内容の選択

▶受講負担の検討

→ライフスタイルに応じた学習方法（ICT・対面等）の選択が可能な環境整備

▶既存のリソースの有効活用

→既存の学習支援の仕組みとの整合、認定日本語教育機関・登録日本語教員の活用のための具体的な仕組み、日本語能力に関する試験の結果も評価

3 プログラムの在り方

	共 通	入国前・直後の学習	中期以降の学習
プログラムの内容	▶日本語学習と生活学習で構成し、到達すべき水準や学習時間を設定 ▶在留審査における確認のため、受講状況等管理のシステムを構築 ▶地方公共団体等による対面講習（学習コンテンツに地域特性等を追加）の促進 ▶早期に運用を開始しつつ関係者からのフィードバックによる内容改善（海外における学習環境の整備促進等） ▶プログラムの効果的な周知方法について検討	▶入国前からICT教材（オンデマンド方式）で学習 ▶「入国前に受講を求める内容」と「入国後一定期間内に受講を求める内容」を設定 ▶早期受講の動機付けとなるタイミングで在留審査へ反映	▶継続学習環境の整備 ▶永住許可申請、一定の長期滞在を目的とする在留申請の際には、学習プログラムの受講を許可要件とすることを検討 ▶永住許可・帰化の審査においては理解度も確認することを検討

13

多文化共生と外国人受入れの現状と政府の動向について

これからの地域に求められる取り組みとは？

「外国人だから」「日本人だから」を超えていく

- ・ 移動の自由は20世紀末に人類が獲得した大切な権利
- ・ 外国人の急増で広まる「漠然とした不安」を払拭するためには、「顔の見える関係の構築」が不可欠
- ・ 日本人住民・外国人住民双方の意見を聴く機会をたくさんつくり、相互にある誤解や偏見を減らす

外国人政策の変化を見極め、他地域のモデルになる取り組みを！

- ・ 在留資格の厳格化や手数料の引き上げなど、外国人の生活に大きな影響を及ぼす政策変更が相次いでおり、**丁寧な情報提供や相談支援が必要**
- ・ 「日本語・生活学習プログラム」の創設や子どもの教育、住まいの確保など、従来より積極的な政策も実施予定
- ・ 入国・転入時に外国人世帯の状況を把握し必要な手続きを行う「**世帯アセスメント**」と、ライフステージの継ぎ目における「**アウトリーチ活動**」が自治体に期待される取り組みとなる